

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第3－4号	平成29年 12月13日	出水市高尾野町柴引字東迫2289-1の一部、2291-1の一部、2291-2の一部、2291-3の一部、2291-4、2291-5、2291-6の一部、2291-7、2292-1の一部、2292-2、2293の一部、2312-1の一部、2312-2の一部、2312-3の一部、2342-1の一部、2342-3の一部、2342-4の一部、2342-5の一部、2343-1の一部、2343-3の一部、2343-4の一部、2348の一部、2348-2、2349-1の一部、2349-4の一部、2349-4地先里道	170.00	4.00